

之ニ對シテ事業主側ハ

利益を認め難キ所ト信スルニ尚一處協議ノ上十六日午前九時
迄ニ何分ノ回答ヲ為スヘシト約シ代末者等ハ之ヲ諒トシテ午
後十時三十分辭去セリ

二 事業主側ノ動靜

事業主側ニ於テハ態度強硬ニシテ場合ニ依リテハ利害ヲ度外視
シ康船午後五時ヲ為シ爭議田ニ對抗スル意向ヲ有シ居レリ

三 労働者側

労働者側ニ於テハ依然妥和ノ首領ヲ為シハク對策ヲ協議シ事業
主力能ク出現スル場合ハ第一版ノ戦術(五月十二日付労社第一八七)
節取等)ヲ以テ抗争スヘク連日交渉シ糾纏中ナリ
右及中(通)報備也

6. 5. 27
92805

労社第一九六九部

昭和六年五月廿一日

普復組 高橋 宇雄

内務大臣の連署 殿

社会 局 長 官 殿

長谷川 高平 中塚 解決ニ付スル件

馬古リ十日午前十一時五分方會合見ノ結果書ニ交換由迄解決ナリ

標記爭議屢報ノ久甘ノ後解決迄ノ状況左ノ通り

一 労働者側

事業主側ノ態度漸次軟化ノ傾向アルニ鑑ミ尚互譲的ニ交渉シ
進ムヘク對策海家中